平成２２年（フ）第８４号
神戸市須磨区清水台１番地の９　アルテピアⅢ番街１―505号
破産者　田中　利美
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９号
神戸市北区ひよどり台５丁目８番地市営ひよどり台住宅51―408号
破産者　清水　宮子
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２号
熊本県荒尾市増永2709番地26
破産者　永田　竹子
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第２７７１号
北海道石狩市花川南８条１丁目109番地、破産開始決定時の住所北海道石狩市樽川７条３丁目11番地
破産者　向野　昌己
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０２０号
札幌市南区石山東３丁目１番45―202号
破産者　枝元　千鶴
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４１５号
札幌市北区新琴似１条９丁目６番15号
破産者　澤井　和雄
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６２２号
北海道稚内市萩見３丁目12番３号
破産者　牧野ひろ子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４７号
北海道旭川市神居２条12丁目１番19号　コーポワシオ２号室
破産者　鷲尾　真人
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２号
北海道帯広市西17条南５丁目４番地64　オシャレハイツラベンダー106号室、破産手続開始時の住所北海道帯広市西12条北３丁目１番地47　アロウンズマンション210号室
破産者　佐藤　智樹
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
秋田市浜田字出小屋41番地
破産者　石黒　　学
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５号
秋田市新屋田尻沢西町６番７号
破産者　加賀谷光喜
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７号
秋田市外旭川字三千刈19番地１
破産者　伊藤　民男
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６０号
秋田県横手市十文字町字曙町10番地１
破産者　小川三喜男
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２号
秋田県大仙市大曲須和町２丁目４番34号
破産者　川原　哲朗
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第４０２号
山形市鈴川町２丁目５番５号　ベルハウスＦ102号
破産者　荒井　香代
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０７号
山形県西村山郡大江町大字左沢2135番地の１、前住所山形県寒河江市大字柴橋2954番地の24
破産者　芳賀　住友
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７５０号
横浜市保土ケ谷区岡沢町236番地14　岡沢フラット201号、破産手続開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区岡沢町78番地の22
破産者　齋藤　繁明
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９号
横浜市都筑区富士見が丘17番５号　グリーンヒル富士見が丘602
破産者　竹ノ上弘信
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５号
横浜市南区万世町２丁目26番地４
破産者　高橋加奈子（旧姓藤森）
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部